

令和8年 議会運営委員会先進都市議会運営調査報告書 (A班)

1 調査年月日

令和8年 5月13日(水)～15日(金)

2 調査項目及び調査地

【岩手県滝沢市】

- (1) 正副議長の選出方法について
- (2) 議員間討議について
- (3) 予算決算の審査方法について

【福島県須賀川市】

- (1) 正副議長の選出方法について
- (2) 予算決算の審査方法について

【福島県会津若松市】

- (1) 正副議長の選出方法について
- (2) 予算決算の審査方法について
- (3) 議員間討議について

3 派遣委員

委員長	石田	武史
委員	稲守	耕司
委員	猪股	美香 (復命記録：会津若松市)
委員	奥野	妙子 (復命記録：滝沢市)
委員	野村	和宏 (復命記録：須賀川市)
副議長	徳田	哲

4 調査報告書

別紙のとおり

5 その他

(1) 調査日程表

別紙のとおり

(2) 随行職員

議会事務局	木村	明生
	湯村	明史

令和8年議会運営委員会先進都市議会運営調査日程

A班		石田武史委員長、稲守耕司委員、猪股美香委員、奥野妙子委員、野村和宏委員、徳田哲副議長、随行事務局2名 (計8名)	
調査市	①岩手県滝沢市	人口約 5万4,000人	議員定数 20人
	②福島県須賀川市	人口約 7万1,000人	議員定数 24人
	③福島県会津若松市	人口約 10万9,000人	議員定数 28人
行 程 概 要 (予 定)			
5月13日 (水)	江別市 → 新千歳空港 → いわて花巻空港 → 滝沢市議会 → 郡山市 午後		宿泊地 (郡山市)
5月14日 (木)	郡山市 → 須賀川市議会 → 会津若松市議会 午前 午後 → 会津若松市		宿泊地 (会津若松市)
5月15日 (金)	会津若松市 → 仙台空港 → 新千歳空港 → 江別市		

調査項目	1 予算決算の審査方法について
	2 正副議長の選出方法について
	3 議員間討議について

日程	市議会	予算決算の審査方法 について	正副議長の選出方法 について	議員間討議について
5月13日 午後	岩手県 滝沢市	○	○	○
5月14日 午前	福島県 須賀川市	○	○	
5月14日 午後	福島県 会津若松市	○	○	○

《岩手県滝沢市》

1 滝沢市の概要

滝沢市は、岩手県の中央部に位置し、県都である盛岡市に隣接している。市北西部には岩手山を望み、豊かな自然環境と都市機能が調和した地域として発展している。古くから盛岡広域圏の住宅都市として人口増加が続き、交通アクセスにも恵まれ、東北縦貫自動車道や国道4号など広域交通網の利便性を生かしたまちづくりが進められている。

平成26年1月、滝沢村から市制施行し、岩手県内で14番目の市として誕生した。人口は53,498人(令和8年4月1日現在)、面積は182.46平方キロメートルであり、市内には公立大学法人岩手県立大学をはじめとする教育・研究機関が立地している。また、農業分野では酪農やスイカなどの農産物の生産が盛んであり、都市近郊型農業と住宅都市機能を併せ持つ地域として特徴的な発展を遂げている。

現在の議員定数は20名であり、委員会は、議会運営委員会のほか、5つの常任委員会(総務教育、環境厚生、産業建設、予算決算、広聴)が設置されている。また、議会改革推進会議では議会改革や市民に開かれた議会運営にも積極的に取り組んでいる。

2 予算決算の審査方法について

滝沢市議会では、議会における政策形成機能を強化するため、令和5年10月に「議会サイクルの俯瞰図」を策定し、議会活動全体の流れを可視化している。議会における審査や意思決定の流れを体系化し、政策サイクルと予算決算サイクルを一体的に位置づけている。政策サイクルの中央に「予算決算サイクル」を配置し、予算決算審査を単なる数値確認や執行状況確認にとどめず、政策形成を支える重要なプロセスとして位置づけている。

予算決算常任委員会は議長を除く全議員(19名)で構成されており、委員会内には3常任委員会と同様の構成である総務教育、環境厚生、産業建設の3つの専門委員会を設置している。審査については、予算決算サイクルに基づき実施されており、「書面審査」「分野別審査」「討議(振り返り)」「採決(総括的審査・自由討議)」という流れで進められている。

まず、専門委員会ごとに委員間で事前に意見交換を行い、審査上の課題や論点を整理した上で、分野別審査を実施する。その後、各委員の質疑や委員長代表質疑を通じて課題の整理を行い、さらに討議を重ねながら論点を深めていく仕組みとなっていた。特に委員長代表質疑については、専門委員会内で議論した内容を集約し、委員長が代表して質疑を行うことで、単なる個別論点ではなく、委員会としての視点から課題を明確化する役割を担っていた。審査終了後には委員会附帯決議や議長名による市長への意見書提出を行い、必要に応じて執行部から回答を求めている。

さらに、決算審査後には幹事会(正副議長及び各専門委員会の正副委員長で構成)による情報交換会を開催し、決算審査時に課題となった事項への対応状況や次年度予算に向けた取組について確認するなど、継続的なフォローアップ体制も構築されていた。

このように、予算決算審査を単年度の審査で終わらせるのではなく、課題抽出、検証、振り返り、そして次年度へつなげる一連の仕組みとして運用しており、政策サイクルを確実に回していくため、予算決算サイクルの仕組みの確立が、今後の課題として示され

ていた。

3 議員間討議について

滝沢市議会では、議員間討議を「自由討議」と位置付け、「滝沢市議会自由討議実施要綱」に基づいて運用している。平成26年の市制移行に伴い議会基本条例制定の議論が進められ、議会基本条例調査特別委員会及び議会基本条例策定特別委員会での検討を経て、平成25年12月に滝沢市議会基本条例を制定している。その後、先進議会事例を参考としながら自由討議実施要綱が策定されたとのことであった。

導入の背景には、市民から「議会は何をしているのか分かりにくい」、「議決結果だけでは議論の過程が見えない」といった声があり、議会の見える化や透明性の向上を図ることが目的とされていた。

実施方法としては、予算決算常任委員会散会后、専門委員会ごとに2、3日程度かけて協議・検討を行い、その内容を全体会で共有しながら必要に応じて自由討議を実施している。自由討議では執行部の出席を求めず、議員同士が率直に議論できる環境を整えている点も特徴であった。また、予算審査では所管事務調査や政策提言を市の重要課題と位置づけ、その答弁内容を踏まえて論点整理のための自由討議を行っている。

運用実績については、議会基本条例に基づく内部評価と2年に1回の外部評価を実施しており、令和6年度は自由討議を4回開催し、多くの議員が参加して活発な議論が行われたとの説明があった。

実施効果としては、①政策形成力・説明力の向上、②議員個々の資質向上、③議会として具体的な意見表明が可能となったことの3点が挙げられていた。

一方で、課題としては、論点が概括的になり議論が深まりにくいこと、市民意見を討議へ反映し、市民へ伝える仕組みづくりが必要であることが示された。

4 正副議長の選出方法について

滝沢市議会では、正副議長選挙に先立ち、立候補者による所信表明を実施している。導入の背景として、平成23年の改選後、全員協議会において正副議長候補者の考えや議会運営方針を共有する場が必要との提案があったことが説明された。議員が候補者の考え方を十分理解した上で投票できる環境整備と、議会運営の透明性向上を目的としている。

実施方法については、他市町村議会の事例を参考に作成した正副議長立候補者所信表明実施要領を、全員協議会において共有し、臨時会の開会に先立ち説明及び内容の確認を行う。立候補者は所定様式により届出を行い、本会議休憩中に所信表明を実施することとし、発言時間は1人5分以内、質疑は回答時間を含め10分以内としている。

また、所信表明は公開で実施し、インターネット中継も行われている点が特徴である。加えて、投票については立候補者以外への投票も有効としており、立候補制度と議員の投票権の自由との均衡にも配慮されていた。

正副議長の選出は議会運営の方向性を左右する重要な選挙であるが、候補者の考え方を市民にも公開することで、議会の透明性向上や市民に開かれた議会運営につながっているとのことである。また、今後は、より分かりやすく候補者の考えを伝える手法について、さらなる研究が必要であるとの課題も示されていた。

《福島県須賀川市》

1 福島県須賀川市の概要

須賀川市は、福島県中通りの中部に位置する人口70,869人（令和8年4月1日現在）、面積は279.43平方キロメートルの都市である。

福島県内最大の人口を擁する郡山市に隣接し、その郡山市へはJR東北本線で約12分とアクセスが良いほか、東北縦貫自動車道の須賀川IC、さらには県内唯一の空港である福島空港も位置するなど、優れた高速交通網を持つ臨空都市として発展してきた。

また、自然も豊かで、西に那須連峰、東に阿武隈高地を望み、市内には阿武隈川が流れる。

観光では、全国の牡丹園で唯一、国の名勝に指定されている須賀川牡丹園や、420年以上の歴史を誇る日本三大火祭りのひとつ「松明あかし」が有名である。また、特撮の巨匠、円谷英二監督の出身地であることから、ウルトラマンを生かしたまちづくりを精力的に行っており、市内中心部にはウルトラヒーローのモニュメントが並んでいるほか、「那須川特撮アーカイブセンター」などの人気スポットがある。

現在の議員定数は24名で、議会運営委員会のほか、5つの常任委員会（総務、生活経済、文教福祉、予算、議会広報）を設置している。

2 正副議長の選出方法

須賀川市議会においては、市民に開かれた議会を目指す取組の一環として、正副議長の立候補制と所信表明の導入に向けた具体的な取組を平成28年から始め、先進地への調査や実施要領の制定などを経て、令和元年の改選後の議長選挙から運用を開始している。

議長選挙に立候補する議員は、事前に「立候補届出書」と「所信表明書」を議会事務局長に提出する。なお、その際、推薦者は不要である。

議長選挙の前に、本会議を休憩した上で所信表明会が開催され、立候補した議員が議会運営への抱負などを述べる。

所信表明会の終了後、本会議を再開して投票による選挙を行い、有効投票の最多数を得た議員が当選となる。

議長の立候補制については、法的根拠を有するものではなく、事実上の行為として実施するものであるとの考え方から、投票にあたっては、立候補者以外への投票も有効としているが、議長の立候補制導入の趣旨を十分に理解した投票行動を行うよう注意喚起しているとのことであった。

なお、副議長については、議長を補佐する立場であり所信表明にはなじまないとする考え方や、議長と副議長の間で所信が異なる場合も考えられるとの意見等を踏まえ、立候補制及び所信表明の対象から除外している。

3 予算決算の審査方法

須賀川市議会では、予算と決算の重要性に鑑み、本会議で大枠を審査した後、それぞれ専門の委員会に付託して詳細な審査を行っている。

下記のとおり、予算と決算で、設置される委員会の形態が異なるのがポイントである。

予算審査 ⇒ 予算常任委員会
決算審査 ⇒ 決算特別委員会

予算については、1年を通して議案の提出（補正予算等）が見込まれることから、常任委員会として取り扱っており、決算については、年1回であることから都度特別委員会を設置して審査している。委員会の構成は、予算常任委員会は議長を除く全議員（23名）、決算特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全議員（22名）となっている。

当初予算（3月定例会）や補正予算は、常設の予算常任委員会に付託されて審査が行われる。特に、3月定例会では、他の常任委員会の翌日から3～4日間をかけて集中的に当初予算の審査を行う。

また、毎年9月定例会において、前年度の決算を審査するために決算特別委員会が設置される。他の常任委員会の翌日から3日間の決算審査期間が設けられ、集中して審査される。

どちらも委員会での審査・採決が終わった後、再び本会議へと報告され、最終的な議決（可決・認定など）が行われる仕組みとなっている。

予算決算の審査方法の評価について、全議員（予算は議長、決算は議長及び議会選出監査委員を除く）で構成しているため、特定の会派や特定の委員に審査が偏らないこと、市民から「予算審査＝議会全体で行っている」と見えるため納得感が高くなることなどが評価できる点として挙げられる一方で、全議員参加だと一人あたりの発言時間が限られ、結果として審査が深まりにくいという課題があると示された。

《福島県会津若松市》

1 会津若松市の概要

会津若松市は福島県西部に位置し、磐梯山や猪苗代湖に囲まれた豊かな自然景観に恵まれたまちである。人口は108,140人（令和8年4月1日現在）、面積は382.99平方キロメートルで、地名の由来は、崇神天皇の時代に2人の将軍がこの地で出会った「相津」にあるとされている。

かつては、戊辰戦争まで中央（幕府）と地方（奥州）の政治勢力が拮抗する一大拠点であり、現在は国内有数の観光産業や、酒・漆器などの伝統的な地場産業が息づいている。

さらに、近年では先進的なコンピューター教育を特徴とする公立大学法人会津大学を擁し、I C・I T関連の最先端産業の創設・誘致にも注力するなど、歴史と先端技術が共存している。

現在の議員定数は28人で、議会運営委員会のほか、5つの常任委員会（総務、文教厚生、産業経済、建設、予算決算）を設置している。

2 正副議長の選出方法について

会津若松市議会基本条例において、議決責任等として、第8条第2項に「議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する」としている。この考え方に基づき、所信表明会を実施している。実施においては、議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領を設けており、そのうち所信表明会の目的として、「会津若松市議会基本条例第8条第2項を踏まえ、議長又は副議長を志す者が、議会運営に係る所信及び抱負を表明し、もって、会津若松市議会基本条例が目指す市民参加を礎とした議会づくりと公平・公正・透明な議会運営に資するとともに、本市のまちづくりに貢献することを目的として開催するものとする」としている。この所信表明会の開催は、地方自治法等との関係において本会議における議長選挙又は副議長選挙の対象者を限定するものではないと考える。このことから、所信表明者以外の議員に対する投票も有効である点には留意が必要である。また、候補者が1人であっても実施しており、休会中に公開で行っており、合議体としての議会の役割を全議員が認識するためにも、正副議長の選挙における所信表明の実施は非常に有効とのことである。

3 予算決算の審査方法について

会津若松市議会では、通年議会を導入し、議員任期4年間に合わせて政策サイクルを運用している。通年議会の流れは、8月を始期として定例会が招集され、9月定例会議、12月定例会議、2月定例会議、6月定例会議を経て7月に通年議会が閉会となる。委員会等の構成としては、常任委員会においては総務（定数7人）、文教厚生（定数7人）、産業経済（定数7人）、建設（定数7人）、予算決算（定数27人）となっており、そのうち予算決算委員会においては常任委員会と符合した分科会を設けている（第1分科会（総務）、第2分科会（文教厚生）、第3分科会（産業経済）、第4分科会（建設））。予算決算委員会では、予算審査・決算審査のほか、調査研究活動を各分科会の所管事務調査として位置づけており、市民との意見交換会は予算決算委員会の所管事務調査として実施している。結果として、各常任委員会に所属する委員が、予算決算の

審査を含めて専門的に行うことができるようになっている。

予算決算の審査においては、準備会を設け事前審査を実施。分科会ごとに計画単位で抽出論点票を作成し、論点整理を行う。抽出論点票では、政策目標名、政策名、政策分野名を記載し、なぜ、その政策を課題として抽出したかを述べる。さらに、課題・問題とする事項として、①施策名および課題・問題点、②予算科目（事務事業等）、③課題・問題点に対し明らかにすべき事項、の3点を詳細に記載した上で、委員間討議での論点・合意点をまとめていく。その結果として、決議案、要望的意見等の要点と、次回以降に向けた政策分野の課題等をまとめながら、予算決算の審査に臨む。

委員会は、各分科会で3日間かけて審査し、1日目と2日目は17時まで、3日目は15時から議員間討議を実施することとしており、議員間討議に向けて論点整理をしながら委員会質疑を行っていく。

決算審査（9月定例会議）／予算審査（2月定例会議）	
7月/12月	<p style="text-align: center;">準備会で抽出論点票を作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">委員全員の問題認識を整理（複数回実施）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">決算審査の論点が整う</p>
9月/2月	<p style="text-align: center;">第1～第4分科会での審査で執行機関に質疑</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">議員間討議を通し、分科会としての意思を整理（政策を意識したまとめ）</p>

4 議員間討議について

平成21年5月に、正副議長から議員間討議実践の指示があったことから、同年6月定例会議において各委員会で試行が始まった。考え方の基礎として、学識経験者らの理論を参考に構築した。議会における討議の本来的な意義として、複数の代表者が集う合議機関である議会には多様な声が反映されやすく、この多様な声が集約されることによって、議会として地域全体を代表する機能が果たされる。また、議会における討論のプロセスが公開されることで、論点が明確になり、それを見聞きすることによって民意が徐々に形成されていくのが現実的な姿である。このように理解するとき、議会改革において何よりも大切なことは、人々の前で代表者である議員同士が討議をする議会をつくることである。

そのためにはまず、①議会の中で賛否両方の意見が出され、相互に反論することを通して争点が明確になる。次に、②その討論を通しての争点の在りかを知り、関心を持つようになった市民からの意見が寄せられる。そして③「議会の中での討議」と「市民意見を聴いた議員がここに出した結論」の2点を踏まえて議決が行われ、条例や予算の原案可決という形で最終的な政策の選択が行われる。このようになれば、議員からの政策提案の採否が首長だけに委ねられるということが起こらない。

こうした考え方から、会津若松市議会では、議員間討議に対し、①討論の広場としての議会における本来的な必要性、②首長との関係からくる必要性、③論点・争点の明確化による市民世論喚起の視点における必要性、の3点を認識し、さらに、会津若松市議会基本条例第8条第1項に議決責任を規定していることから、説明員に対する質疑を通

した審査だけでは議決に対する説明責任が十分に果たせないと考え、議員間討議を行う必要があると受け止めている。

説明責任を尽くすための議員間討議の在り方として、委員だけで議論し、一定の結論を見だしその結論に至った理由を、委員会を主語として説明できるようにする。また、委員だけで議論し、委員会全体としては、どこまでを合意点として確認し、合意に至らず最後まで争点として残った点を明らかにする。そのうえで、最終的には表決に付し、委員会としての議決結果を得るというのが基本的なフローとなる。議員だけで議論するために、委員会までに各委員が個々に議案調査を行うことは当然の前提で、委員会開会前に、各委員が議案ごとの論点を持ち寄り、かつ予想される争点等については意見交換し、事前に委員会としての共通論点の抽出と一定の整理を行っている。

こうして、予算決算委員会最終日には必ず議員間討議を実施することとしており、委員会審査はそこに向けての論点整理を行いながら、計画ごとの視点で審査を行っていくとのことである。